

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 26 年 5 月 30 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原
市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

37	御園 2 丁目地区地 区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された 相模原都市計画御園 2 丁目地区地区計画において地 区整備計画が定められている区域
----	-----------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

37 御園 2 丁目地区地区整備計画区域

計画地区	A 地区	B 地区
	次に掲げる建築物以外の 建築物 (1) 法別表第 2 (い) 項 第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に掲げるもの (2) 法別表第 2 (い) 項 第 3 号に掲げるもの (共同住宅に限る。)	次に掲げる建築物以外の 建築物 (1) 法別表第 2 (い) 項 第 1 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に掲 げるもの (2) 法別表第 2 (い) 項 第 2 号に掲げるもの (政令第 130 条の 3

<p>(1)</p>	<p>建築してはならない建築物</p>	<p>で、各住戸の床面積が25平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 法別表第2(イ)項第4号に掲げるもの (図書館その他これに類するものに限る。)</p> <p>(4) 前3号に掲げるものに附属するもの (政令第130条の5各号に掲げるものを除く。)</p>	<p>第1号及び第7号に掲げるものに限る。)</p> <p>(3) 法別表第2(イ)項第3号に掲げるもの (共同住宅に限る。) で、各住戸の床面積が25平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 法別表第2(イ)項第4号に掲げるもの (図書館その他これに類するものに限る。)</p> <p>(5) 法別表第2(ハ)項第3号に掲げるもの</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3各号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル(飲食店にあっては、100平方メートル)以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(7) 前各号に掲げるものに附属するもの (政令第130条の5</p>
------------	---------------------	---	---

				各号に掲げるものを除く。)
(2)	建築物の容積率の最高限度			
(3)	建築物の建ぺい率の最高限度			
(4)	建築物の敷地面積の最低限度			90平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。
(5)	壁面の位置の制限	(ア)	距離	道路境界線及び隣地境界線までの場合にあつては、0.5メートル
		(イ)	適用除外の建築物	(1) 相模原都市計画地区計画の決定について(平成26年相模原市告示第79号)の告示の日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で(4)項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの (2) 物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
(6)	建築物の高さの最高限度			12メートル

備考 この表(6)項において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、御園2丁目地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限について所要の定めをいたしたく提案するものである。

案内図

